

## 4 東北地方交通審議会

### (1) 東北地方交通審議会発足までの経緯

昭和24年6月1日

地方道路運送審議会 — 廃止 (昭24. 12)

└道路運送審議会 (昭25. ) — 廃止 (昭28. )

└自動車運送協議会 (昭28. ) — 廃止 (昭45. )

└地方陸上交通審議会 (昭45. ) — 廃止 (昭59. )

└地方交通審議会 (昭59. 7. 1) ※ (平14. 7. 1)

運輸省設置法

運輸省組織令

国土交通省組織令

(昭24年法律第157号)

(昭59年政令第175号)

(平12年政令第255号)

※東北運輸局の管轄区域・内部組織の再編に伴い、各県毎の「地域交通計画」を改め、ブロック毎に「地方ブロック公共交通・環境計画」を策定することとされた。

### (2) 審議経過等

昭和46年 5月25日「東北の中核都市における都市交通のあり方について」諮問

〃 47. 3. 31 同事案答申

〃 49. 3. 18 「仙台都市圏における大量高速輸送機関を中心とする公共交通機関に関する基本的計画について」諮問

〃 50. 8. 19 同事案答申

〃 56. 2. 24 「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 57. 3. 25 同事案答申

〃 57. 7. 19 「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 3. 23 「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 58. 8. 1 岩手県事案答申

〃 59. 3. 30 宮城県事案答申

〃 59. 4. 23 「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画について」諮問

〃 60. 3. 25 同事案答申

〃 60. 9. 27 第1回東北地方交通審議会 (管内4県に常設の部会を設置することを承認)

〃 60. 11. 26 第1回福島県部会 (常設部会)

〃 61. 1. 24 第1回岩手県部会 (常設部会)

〃 61. 2. 13 第1回宮城県部会 (常設部会)

〃 61. 3. 25 第1回青森県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 17 第2回宮城県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 18 第2回福島県部会 (常設部会)

〃 62. 3. 25 第2回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 23 第3回青森県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 25 第2回岩手県部会 (常設部会)

〃 63. 3. 28 第3回宮城県部会 (常設部会)

平成 元. 3. 30 第3回福島県部会 (常設部会)

〃 元. 11. 29 第4回宮城県部会 (常設部会)

〃 2. 2. 13 第3回岩手県部会 (常設部会)

平成 2. 1 1. 8 第4回青森県部会（常設部会）

〃 4. 2. 4 第4回福島県部会（常設部会）

〃 4. 3. 2 5 第4回岩手県部会（常設部会）

〃 4. 1 2. 1 6 第5回宮城県部会（常設部会）

〃 5. 3. 2 4 第5回青森県部会（常設部会）

〃 5. 1 0. 2 5 第2回東北地方交通審議会  
「福島県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 5. 1 1. 2 第5回福島県部会（常設部会）

〃 7. 4. 2 4 第6回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 第7回福島県部会（常設部会）

〃 7. 5. 3 0 福島県事案答申

〃 7. 1 1. 2 第3回東北地方交通審議会  
「岩手県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 7. 1 1. 1 4 第5回岩手県部会（常設部会）

〃 8. 1 1. 2 2 第6回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 第7回岩手県部会（常設部会）

〃 9. 2. 2 5 岩手県事案答申

〃 1 0. 2. 2 3 第4回東北地方交通審議会  
「宮城県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 0. 2. 2 3 第6回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 1. 1 1 第7回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 第8回宮城県部会（常設部会）

〃 1 1. 4. 2 3 宮城県事案答申

〃 1 1. 9. 6 第5回東北地方交通審議会  
「青森県における公共交通機関の維持・整備に関する計画の改定について」諮問

〃 1 1. 9. 3 0 第6回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 7. 2 6 第7回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 第8回青森県部会（常設部会）

〃 1 2. 1 2. 1 青森県事案答申

〃 1 4. 6. 3 0 常設部会（管内4県）廃止

〃 1 5. 3. 2 6 第6回東北地方交通審議会（観光戦略部会設置承認）  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光振興戦略について」諮問

〃 1 5. 7. 1 1 第1回観光戦略部会

〃 1 5. 9. 8 第2回観光戦略部会

〃 1 6. 1. 2 9 第3回観光戦略部会

〃 1 6. 5. 2 5 第7回東北地方交通審議会（交通部会設置承認）

〃 1 6. 5. 2 5 第1回交通部会

〃 1 6. 1 0. 1 2 第2回交通部会

〃 1 6. 1 1. 1 1 第4回観光戦略部会

〃 1 6. 1 2. 2 1 第3回交通部会

〃 1 7. 2. 3 第5回観光戦略部会

〃 1 7. 2. 3 第4回交通部会

平成 17. 3. 24 第8回東北地方交通審議会  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」答申

// 18. 3. 29 第9回東北地方交通審議会（政策推進部会設置承認）

// 18. 11. 27 第1回政策推進部会

// 19. 2. 26 第2回政策推進部会

// 19. 3. 28 第10回東北地方交通審議会（観光WG（仮称）設置承認）

// 19. 10. 16 「東北観光基本計画の策定について」諮問

// 19. 10. 24 第1回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 1. 23 第2回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 2. 21 第3回東北観光基本計画策定委員会

// 20. 3. 13 第11回東北地方交通審議会  
「東北観光基本計画について」答申

// 21. 3. 24 第12回東北地方交通審議会

// 21. 7. 28 第3回政策推進部会

// 21. 10. 27 第4回政策推進部会

// 21. 12. 25 第5回政策推進部会

// 22. 3. 9 第6回政策推進部会

// 22. 3. 23 第13回東北地方交通審議会  
「東北公共交通アクションプラン」決定

// 24. 3. 22 第14回東北地方交通審議会（東北観光基本計画策定委員会設置承認）

// 25. 3. 12 第15回東北地方交通審議会  
「東北公共交通アクションプランの一部改定」決定  
「東北観光基本計画の策定について」答申

// 26. 3. 25 第16回東北地方交通審議会

// 27. 3. 23 第17回東北地方交通審議会

// 28. 3. 25 第18回東北地方交通審議会

// 28. 8. 4 第7回政策推進部会

// 28. 9. 23 第8回政策推進部会

// 28. 10. 28 第9回政策推進部会

// 28. 11. 28 第19回東北地方交通審議会  
「東北地方における望ましい交通のあり方及び観光推進戦略について」フォローアップ

// 29. 2. 6 第10回政策推進部会

// 29. 2. 24 第11回政策推進部会

// 29. 3. 17 第20回東北地方交通審議会

// 30. 3. 22 第21回東北地方交通審議会

### (3) 地方交通審議会関係法令

#### ① 国土交通省組織令（抄）

平成12年6月7日

政令第255号

（地方交通審議会）

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

#### ② 地方交通審議会規則

平成13年1月6日

国土交通省令第24号

（所掌事務）

第1条 地方交通審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて、地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百七号）及び船員職業安定法（昭和三十二年法律第三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）

第2条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、地方運輸局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方運輸局企画観光部交通企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、地方交通審議会規則(平成十三年国土交通省令第二十四号)となるものとする。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

### ③ 東北地方交通審議会運営規則

昭和 46 年 2 月制定

昭和 56 年 2 月改正

昭和 59 年 6 月改正

平成 7 年 10 月改正

平成 12 年 12 月改正

平成 15 年 3 月改正

(趣旨)

第 1 条 東北地方交通審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方交通審議会規則（平成 13 年国土交通省令第 24 号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(招集及び欠席)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、その期日の 5 日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、委員及び審議事項に関係ある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 委員等は、事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

4 前項の場合において臨時委員（関係行政機関の職員、関係地方公共団体の長及びその職員並びに東日本旅客鉄道株式会社の職員に限る。）にあつては、代理を出席させることができる。

(議長)

第 3 条 会長は、議長として審議会の審議を運営する。

(委員等以外の者の出席)

第 4 条 会長は、必要あると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。

(緊急議案)

第 5 条 審議会は、出席した委員等の三分の二以上の同意を得て、第 2 条第 2 項の規定により通知のあつた審議事項以外の事項についても決議することができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(議事要録)

第 7 条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成し、公開するものとする。

2 議事要録には、次の事項を記載するものとする。

1. 日時及び場所

2. 出席した委員等の氏名

3. 審議事項

4. 審議の概要

5. 議長が必要と認める事項

6. 前条ただし書により、会議を非公開とした場合は、その理由

3 第 1 項の規定にかかわらず、議事要録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(答申書等)

第 8 条 審議会の答申又は建議は書面をもって行うものとする。

(部会)

第9条 会長は必要があるときは、審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規定は、昭和46年2月18日から適用する。

附 則

この規定は、昭和56年3月10日から適用する。

附 則

この規定は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成7年10月23日から適用する。

附 則

この規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規定は、平成15年3月26日から適用する。